

常総市立小中学校適正配置実施計画

令和 6~~4~~年 4~~5~~月
常総市教育委員会

目次

1. 適正配置検討の背景.....	1
はじめに	1
2. 児童生徒数の推移と将来推計	2
(1) 市の人口の現状.....	2
(2) 児童生徒数の推移	2
(3) 児童生徒数の将来推計.....	4
3. 小中学校施設の状況.....	5
4. 学校規模によるメリット・デメリット	8
5. 市の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方.....	10
(1) 適正規模の基本的な考え方.....	10
(2) 適正配置の基本的な考え方.....	10
6. 適正配置の具体的方針	12
(1) 適正配置の計画.....	12
7. 統合に関する課題や配慮すべき事項	17
(1) 教育環境に関すること	17
(2) 地域との合意形成に関すること	17
(3) 通学体制に関すること	17
(4) 学校施設に関すること	18

付属資料

- 付属資料1 常総市立小中学校適正配置実施計画検討委員会設置条例
- 付属資料2 諮問書
- 付属資料3 第一次答申書
- 付属資料4 アンケート結果

1. 適正配置検討の背景

はじめに

全国的に少子高齢化が進む中で、常総市でも平成17年ごろをピークに市の人口も減少している状況にあり、児童生徒数においても、昭和60年ごろをピークに減少傾向が続いて、令和2年度にはピーク時の約5割程度まで児童生徒数が減少し、小学校では複式学級、中学校では単学級が存在している状況です。

平成20年4月には茨城県教育委員会から公立小中学校の適正規模について、児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などの面から、望ましい学校の目指すべき姿を示した指針が出されました。

それを受けて、常総市教育委員会においても、平成20年10月に「常総市立学校適正配置審議会」を設置し、約2年に渡る審議を行い、平成22年8月に市立小中学校の適正配置・適正規模及び通学区域の基本的考え方、適正配置の具体的方策に関する答申をいただいたところです。

その後、地域や保護者からの声をお聞きしながら、適正配置の実施時期について検討してまいりましたが、前回の答申から約10年が経ち、社会情勢も大きく変化してきたこと、小学校においては複式学級が複数発生する状況になってきたこと、中学校においては単学級が続いている学校があること、クラス替えが出来ない1学年1学級の学校が多くなってきたこと等の理由から、令和3年4月に「常総市立小中学校適正配置実施計画検討委員会」を設置し、令和3年5月に市からの諮問をうけ、児童生徒のより良い教育環境の確保のための実施計画の策定の協議を開始しました。

この実施計画は、審議会及び検討委員会からの答申を尊重しながら、児童・生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場として一定規模の児童生徒数を確保するとともに、学校施設の更新計画などとの整合性を図りながら、子どもたちのより良い教育環境の確保に向けた具体的な方針を示すために策定するものです。

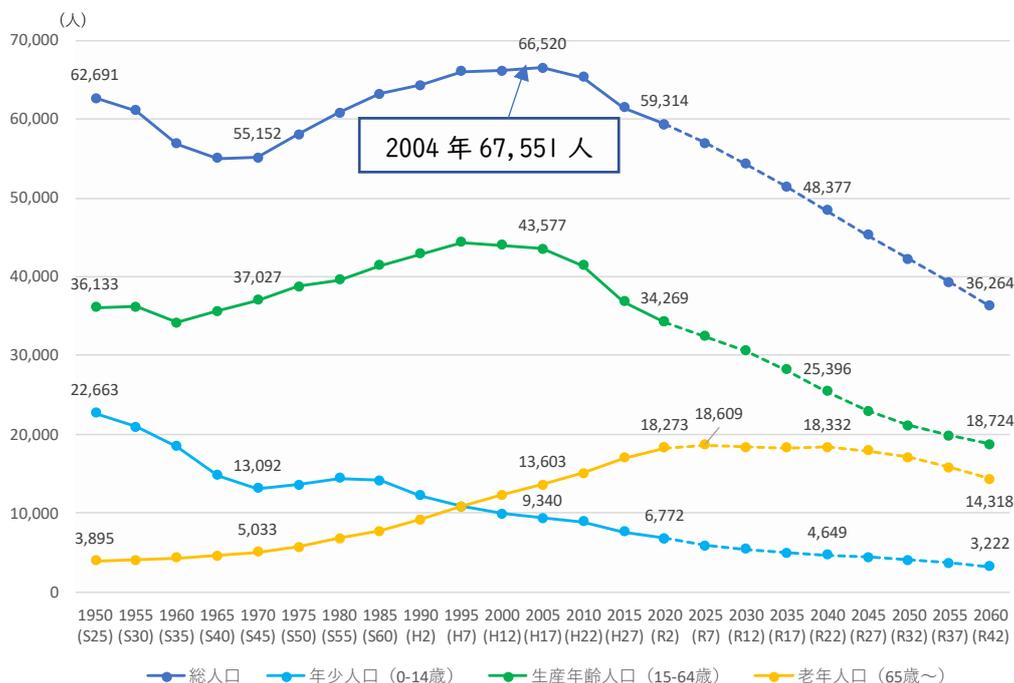
常総市の将来を担う子どもたちの教育環境をより良くしていくことは、子どもたちの未来への投資であり、我々大人の責務であります。また、学校の適正配置を行うことは、学校を核とした「まちづくり」につながることを十分に理解し、行政だけでなく、保護者、地域住民、学校など、全ての人が協力しながら、市が一体となって、この取り組みを進めていくことが肝要です。

2. 児童生徒数の推移と将来推計

(1) 市の人口の現状

常総市の人口は、2004年の67,551人をピークに減少傾向に転じており、総人口は2040年には48,377人、2060年には36,264人になる推計がなされています。生産年齢人口は、1995年頃をピークに減少しています。年少人口も減少傾向にあり、2020年現在で6,772人ですが、2040年には4,649人、2060年には3,222人にまで減少する見込みです。一方、老年人口は、2025年頃にピークの18,609人に達し、2045年頃まで横ばいで推移したのち減少傾向となります。

【人口の推移と将来推計（図表1）】



出典：第2期常総市人口ビジョン（2021年3月）

総務省「国勢調査」及び茨城県常住人口調査

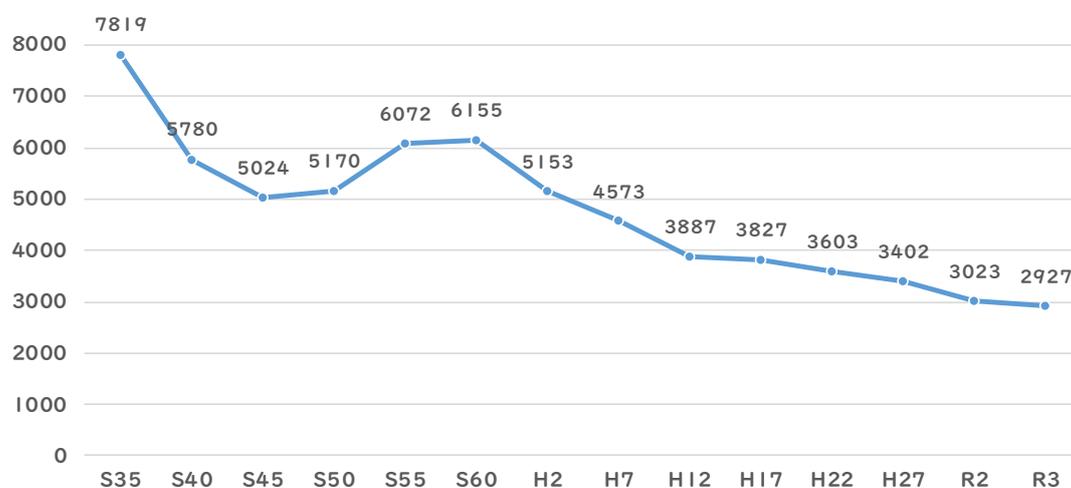
内閣府「将来人口推計のためのワークシート（社人研推計準拠）」を基に作成

(2) 児童生徒数の推移

小学校の児童数は、昭和47年ごろまで減少し、その後、昭和59年ごろまで増加し、6,289人になりましたが、その後減少が続き、令和2年では3,023人となりました。昭和59年から比べ約半分になっています。

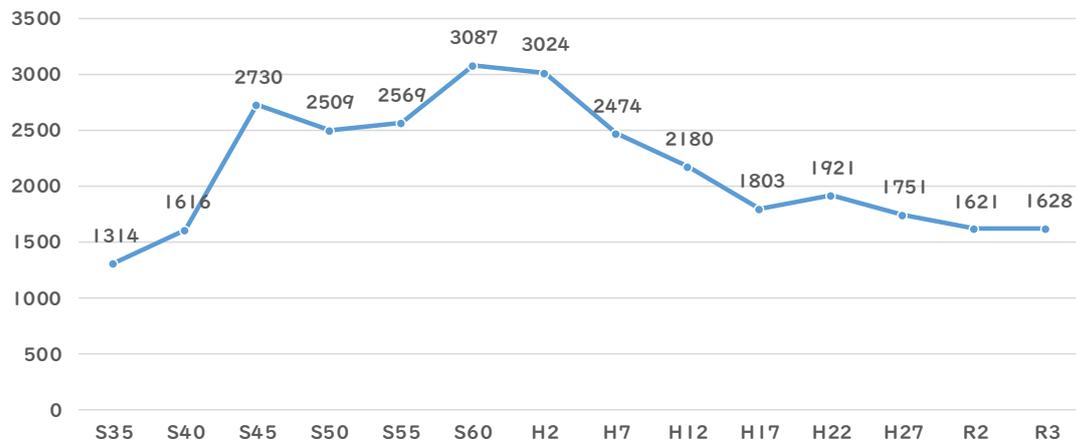
中学校の生徒数は、昭和47年ごろまで減少し、その後、昭和62年まで増加し、3,268人になりましたが、その後減少が続き、令和2年では1,621人となりました。昭和62年に比べ約半数になっています。

【児童数の推移（図表 2）】



出典：市統計書及び学校基本調査

【生徒数の推移（図表 3）】



出典：市統計書及び学校基本調査

※昭和 40 年から昭和 45 年に急激に増加しているのは、昭和 41 年水海道西中学校、昭和 43 年石下西中学校、昭和 49 年鬼怒中学校をそれぞれ設置しているため。

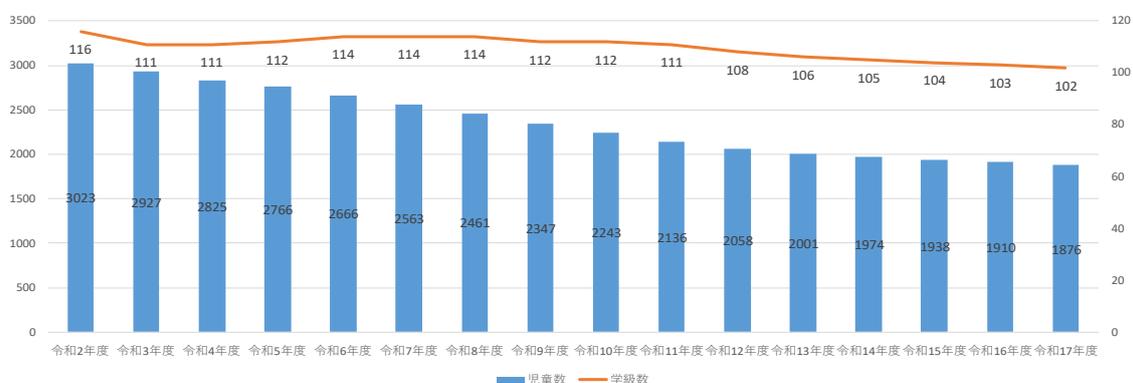
(3) 児童生徒数の将来推計

令和3年度からの市立公立小中学校児童生徒数の推計は、以下のとおりで、減少傾向は今後も続く予想されます。

国においては、きめ細やかで質の高い教育を実現するために35人学級の編成を推進していることから、学級数については1学級あたり35人で試算しています。また、地域ごとの人口増減率の平均値を算出し、地域ごとの出生数にそれらを乗じることで、地域ごとの人口動態を反映した推計を行いました。

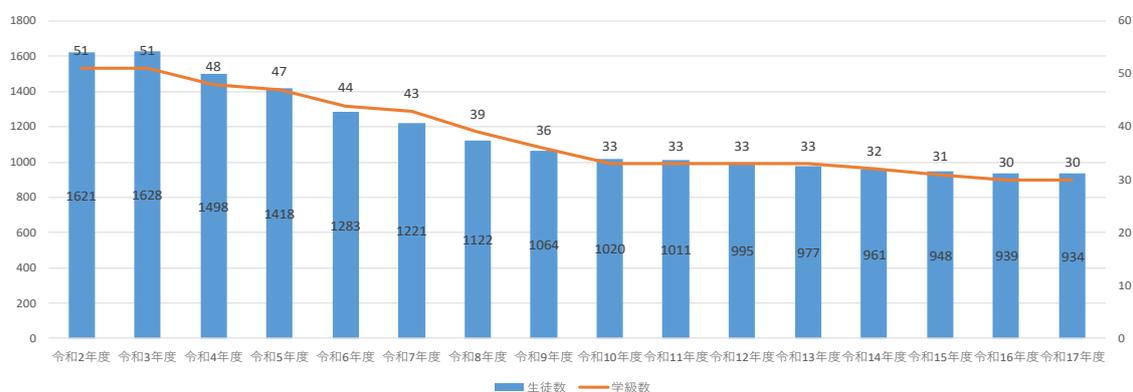
【小学校児童数・学級数（図表4）】

小学校児童数の減少傾向は変わらず、令和3年度現在においても複式学級が設置されている小学校もあります。児童数の減少は、子どもたちの学習環境に最も大きく影響し、加えて学校運営及び学級運営への影響も大きいことから、早急に改善を図る必要があります。



【中学校生徒数・学級数（図表5）】

中学校生徒数の減少傾向は変わらず、令和4年度と令和16年度を比較すると、生徒数は約600人減少すると予測されます。加えて、県立及び私立の中学を受験する生徒も増えていることから、さらに減少することも考えられます。



※注：児童生徒数は特別支援学級の人数を含むが、学級数は特別支援学級を含まない。
(支援の内容によって学級数が変動するため)

3. 小中学校施設の状況

市内小中学校の学校施設（校舎、体育館等）については、昭和40年代から50年代にかけて児童生徒数の急増期に一斉に建築された施設が多く、ほとんどの建物が築40年以上経過しており、老朽化が進んでいる状態にあります。ただし、昭和56年以前に建築された校舎及び体育館等については、耐震診断の結果、基準値以下の建物については耐震補強工事を実施しています。

【小中学校施設一覧（図表6）】

[小学校]

学校名	建築年	構造	階数	区分	面積 (㎡)	耐震化状況	備考
水海道小学校	S45	RC	3	校舎	5,928	H22耐震補強	
	S49	RC	2	体育館	1,070	耐震基準適合	H4大規模改造
大生小学校	S56	RC	3	校舎	2,949	H27耐震補強	
	S57	S	2	体育館	775	耐震基準適合	
五箇小学校	S53	RC	3	校舎	1,982	耐震基準適合	
	S55	S	2	体育館	791	H22耐震補強	
三妻小学校	S53	RC	3	校舎	3,014	耐震基準適合	
	S55	S	2	体育館	850	耐震基準適合	
大花羽小学校	S56	RC	3	校舎	2,057	H27耐震補強	
	S57	RC	2	体育館	775	H25耐震補強	
菅原小学校	S53	RC	3	校舎	2,568	H26耐震補強	H26大規模改造
	S55	S	2	体育館	774	H23耐震補強	
豊岡小学校	S54	RC	3	校舎	4,165	H25耐震補強	H25大規模改造
	S56	S	2	体育館	998	耐震基準適合	
絹西小学校	S33	W	1	校舎	4,159	耐力度調査済	
	S56	S	2	体育館	777	H23耐震補強	
菅生小学校	S48	RC	3	校舎	2,526	H25耐震補強	H25大規模改造
	S51	RC	2	体育館	732	H10耐震補強	
岡田小学校	S46	RC	3	校舎	4,466	H24耐震補強	H7大規模改造
	S52	S	2	体育館	659	H21耐震補強	
玉小学校	S48	RC	2	校舎	1,887	H8耐震補強	
	S53	S	1	体育館	580	耐震基準適合	
石下小学校	S53	RC	3	校舎	4,491	H24耐震補強	
	S55	S	1	体育館	993	H22耐震補強	
豊田小学校	S57	RC	3	校舎	1,932	耐震基準適合	
	S52	S	1	体育館	580	H22耐震補強	
飯沼小学校	S51	RC	3	校舎	3,218	H9耐震補強	H13大規模改造
	S53	S	1	体育館	664	H23耐震補強	

[中学校]

学校名	建築年	構造	階数	区分	面積 (㎡)	耐震化状況	備考
水海道中学校	H15	RC	3	校舎	5,781	耐震基準適合	
	S47	S	2	体育館	1,451	耐震基準適合	H30長寿命化工事
	H2	S	1	武道場	513	耐震基準適合	
鬼怒中学校	S50	RC	3	校舎	3,242	H8耐震補強	H9大規模改造
	S52	S	2	体育館	1,204	H23耐震補強	
	H4	S	1	武道場	507	耐震基準適合	
水海道西中学校	H25	RC	4	校舎	5,834	耐震基準適合	
	S46	S	2	体育館	1,308	H22耐震補強	H30長寿命化工事
	H3	S	1	武道場	511	耐震基準適合	
石下中学校	H24	RC	3	校舎	4,987	耐震基準適合	
	H24	RC	1	体育館	1,280	耐震基準適合	
	H4	RC	2	武道場	770	耐震基準適合	
石下西中学校	H25	RC	2	校舎	4,996	耐震基準適合	
	H26	RC	1	体育館	1,268	耐震基準適合	
	S58	S	1	武道場	520	耐震基準適合	

[学校施設位置図 (図表7)]



4. 学校規模によるメリット・デメリット

学校教育における学校規模は、学習面や生活面、学校運営の面などさまざまな場面で、それぞれメリットとデメリットが生じます。

児童生徒が一定の集団規模の中で、人とのかかわりを通して、多様な考えに触れ、切磋琢磨する機会が多いメリットが大規模校にはあり、小規模校には児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすいメリットがあります。

一方で、児童生徒の増加に伴い、一人ひとりの活動機会が少なくなりやすく、学校施設や設備の利用の面で制約が生じやすいデメリットが大規模校にはあり、小規模校には人間関係が固定しやすく、さまざまな集団の編成や多様な学習活動の展開が困難になる場合が発生しやすいというデメリットがあります。この傾向は、複式学級が存在する学校で顕著に表れやすくなります。

以下に掲げるメリットやデメリットは、学校の適正配置に関して、文部科学省が手引きとして作成したものであり、一般的な傾向として示すものです。

[小規模校のメリット・デメリット (図表8)]

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい ・学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい ・1学年1学級の場合、ともに努力してより良い集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい ・児童生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習、指導形態を取りにくい ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい ・異学年間の縦の交流が生まれやすい ・児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えが困難なこと等から、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい ・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい
運営面 財政面	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい ・学校が一体となって活動しやすい ・施設や設備の利用時間等の調整が行いやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行にくい ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談、研究、協力、切磋琢磨等が行いにくい

		<ul style="list-style-type: none"> 一人に複数の校務分掌が集中しやすい 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が図りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい

[大規模校のメリット・デメリット (図表9)]

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい 児童生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習、指導形態を取りやすい 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい
生活面	<ul style="list-style-type: none"> クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい 学校全体での組織的な指導体制を組みやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 学年内、異学年間の交流が不十分になりやすい 全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい
運営面 財政面	<ul style="list-style-type: none"> 教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談、研究、協力、切磋琢磨等が行いやすい 校務分掌を組織的に行いやすい 出張、研修等に参加しやすい 子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員相互の連絡調整が図りづらい 特別教室や体育館等の施設、設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある
その他	<ul style="list-style-type: none"> PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい

5. 市の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

(1) 適正規模の基本的な考え方

市全体の人口減少に伴い、児童生徒数も減少し、多くの学校において国や県が示す標準規模に達していない状況にあり、さらに小学校で複式学級、中学校で単学級が発生している現状です。

児童生徒のより良い教育環境を確保するためには、発達段階における子どもたちにとって、社会性を育み、多様な考えに触れ、認め合い、励まし合い、協力し合い、切磋琢磨する場としての学校には一定の集団規模の確保が望ましいと考えます。

【文部科学省】

国の基準では、1～5学級を過小規模校、6～11学級を小規模校、12～18学級を適正規模校、19～30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校と規定しています。

『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。』

※学校教育法施行規則第41条抜粋第79条において中学校にも準用

【茨城県】

『小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。』

『中学校においては、クラス替えが可能で、全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)』

※平成20年4月「公立小・中学校の適正規模について(指針)」より抜粋

【常総市】

常総市においては、既設の学校の歴史的、地理的、文化的経緯も十分に考慮し、単に機械的に行うことなく、教育的観点、地域性などに配慮しながら進めていくこととしたうえで、以下のとおりとします。

- ①小学校は、クラス替えが可能な各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい
- ②中学校は、クラス替えが可能で、全ての教科の担任が安定的に配置できる9学級以上が望ましい

(2) 適正配置の基本的な考え方

学校の適正配置の具体的な方法としては、統合及び学区再編が考えられますが、常総市の小中学校は、旧町村ごとに配置されている地区が多く、一定の集団規模(適正規模)を確保するための統合再編を進める場合、通学距離が遠距離となる児童生徒、地域が多くなることが見込まれます。

そのため、学校の適正配置については、児童生徒の通学距離、通学条件を考慮することが必要です。また、成長段階において児童生徒の身体的な負担や安全面などにも配慮する必要がありますことから、国や茨城県では、通学距離や適正配置について以下のように示しています。

【文部科学省】

・通学距離による考え方

『通学距離が、小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6 km以内であること。』

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号より抜粋

・通学時間による考え方

『適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否を含めた判断を行うことが適当であると考えられます。』

※平成27年1月「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」より抜粋

【茨城県】

・適正配置を進めるにあたっての考え方

『児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきである。』

小学校においては、全ての学年においてクラス替えが出来ない1学年1学級の学校について、統合を検討すべきである。

中学校においては、クラス替えが出来ない5学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。

過去に児童生徒の増加により分離新設された学校については、急激な児童生徒の減少が生じている場合もある。これらの学校においては、本来の学区を分離新設により分割した場合が多く、学校間の距離が近い地区もあることから学校の適正配置を検討し、学区の見直しや統合による適正規模化に向けた取組を検討すべきである。

なお、学校規模などから、統合を実施しても適正規模になることが見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。』

※平成20年4月「公立小・中学校の適正規模について（指針）」より抜粋

【常総市】

常総市としては、国及び茨城県の考え方を踏まえ、常総市の基本的な考え方として、

①通学距離については、

小学校においてはおおむね4 km以内、中学校においてはおおむね6 km以内とする。

②通学時間については、

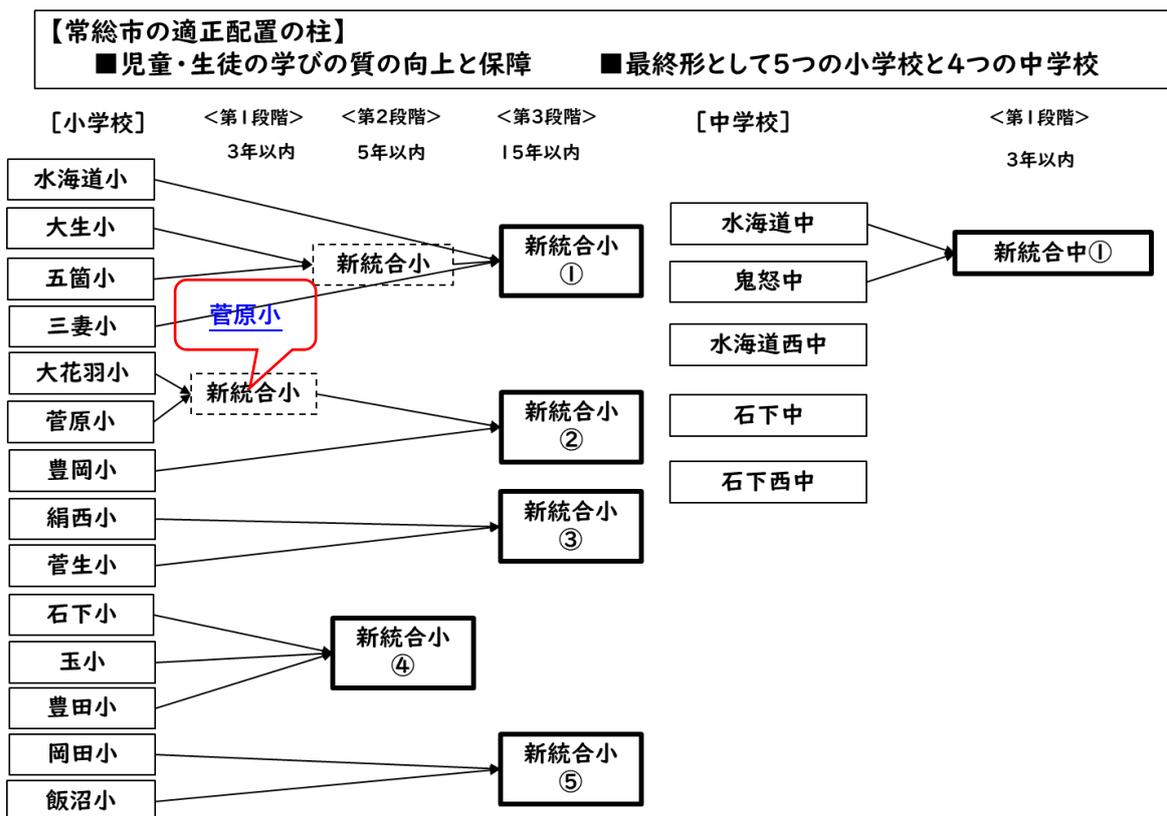
おおむね1時間以内を目安とすることが望ましい。

6. 適正配置の具体的方針

(1) 適正配置の計画

児童生徒数の推移状況、地域性、市の適正規模・適正配置の基本的な考え方を考慮し、現時点での統合校の組み合わせは下記のとおりとしたいと考えます。なお、この計画は、市内の公立小中学校19校全校を対象として、将来の10年から15年先を見据え、3つの段階に分けて、計画的に進めるものです。児童・生徒の学びの質の向上と保障を柱とし、最終的な形として、小学校が5校、中学校が4校の形になるよう進めてまいります。

[第一次答申における全体の統合計画 (図表10)]



なお、市としても移住や定住を促進するための取組を鋭意進めております。この計画は現状を踏まえた計画であり、今後の推進にあたっては、保護者や地域からの声を丁寧にお聞きしながら、今後の人口動態や社会情勢によっては、前倒しや現在の学校の継続などを含めて、柔軟に対応していけるようにしてまいります。

[第1段階について]

第1段階については、すでに小学校の複式学級および中学校の単学級が発生している学校を対象とし、3年以内を目標に、早急な対応が必要であると考えます。

具体的には下記のとおりです。

□統合対象校

・大花羽小と菅原小の統合を目指します → [大花羽小を菅原小へ統合](#)

□目標統合時期

3年以内の統合を目指します → [令和5年4月1日統合](#)

□統合理由

複式学級が存在する状態が継続する予測のため、それを解消する

□統合による児童数・学級数の変化

対象校	令和3年度		令和17年度		▶	令和17年度		
	児童数	学級数	児童数	学級数		学年	児童数	学級数
大花羽小	48	4	28	3(複式)		1	15	1
菅原小	103	6	68	6		2	15	1
						3	16	1
						4	16	1
						5	17	1
						6	17	1
						合計	96	6

□統合対象校

・鬼怒中と水海道中の統合を目指します → [鬼怒中を水海道中へ統合予定](#)

□目標統合時期

3年以内の統合を目指します → [令和7年4月1日統合目標](#)

□統合理由

単学級が存在する状態が継続する予測のため、それを解消する

□統合による児童数・学級数の変化

対象校	令和3年度		令和17年度		▶	令和17年度		
	生徒数	学級数	生徒数	学級数		学年	生徒数	学級数
鬼怒中	95	3	75	3		1	83	3
水海道中	330	10	180	6		2	85	3
						3	87	3
						合計	255	9

[第2段階について]

第2段階については、複式学級および単学級は発生していないが、その可能性のある学校を対象に、5年以内を目標に進めたいと考えています。

具体的には下記のとおりです。

□統合対象校

- ・石下小と豊田小と玉小の統合を目指します
- ・五箇小と大生小の統合を目指します

□統合目標時期

目標時期に関しては、5年以内の統合を目指します

□統合理由

適正規模に向けての統合

□統合による児童数・学級数の変化

対象校	令和3年度		令和17年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数
玉小	107	6	35	3(複式)
石下小	404	13	289	12
豊田小	108	6	61	6

令和17年度		
学年	児童数	学級数
1	62	2
2	63	2
3	64	2
4	65	2
5	65	2
6	66	2
合計	385	12

対象校	令和3年度		令和17年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数
大生小	117	6	33	4(複式)
五箇小	67	6	47	3(複式)

令和17年度		
学年	児童数	学級数
1	13	1
2	13	1
3	13	1
4	13	1
5	14	1
6	14	1
合計	80	6

[第3段階について]

第3段階については、常総市の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方に基づき、適正規模校へ向けて、15年以内を目標に進めたいと考えています。

具体的には下記のとおりです。

□統合対象校

- ・水海道小と三妻小および【第2段階の大生小、五箇小の統合校】の統合を目指します
- ・豊岡小および【第1段階の大花羽小、菅原小の統合校】の統合を目指します
- ・絹西小と菅生小の統合を目指します
- ・岡田小と飯沼小の統合を目指します

□統合目標時期

- ・目標時期に関しては、15年以内の統合を目指します

□統合理由

適正規模に向けての統合

□統合による児童数・学級数の変化

対象校	令和3年度		令和17年度		▶	令和17年度		
	児童数	学級数	児童数	学級数		学年	児童数	学級数
水海道小	458	13	339	12		1	86	3
三妻小	179	6	113	6		2	87	3
統合校	184	6	80	6		3	88	3
						4	89	3
						5	91	3
						6	91	3
						合計	532	18

対象校	令和3年度		令和17年度		▶	令和17年度		
	児童数	学級数	児童数	学級数		学年	児童数	学級数
豊岡小	212	7	183	6		1	43	2
統合校	151	6	96	6		2	44	2
						3	46	2
						4	47	2
						5	49	2
						6	50	2
						合計	279	12

対象校	令和 3 年度		令和 17 年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数
絹西小	429	12	192	6
菅生小	147	6	79	6



令和 17 年度		
学年	児童数	学級数
1	45	2
2	45	2
3	45	2
4	45	2
5	45	2
6	46	2
合計	271	12

対象校	令和 3 年度		令和 17 年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数
岡田小	321	12	236	12
飯沼小	227	8	173	6



令和 17 年度		
学年	児童数	学級数
1	64	2
2	66	2
3	67	2
4	69	2
5	71	3
6	72	3
合計	409	14

7. 統合に関する課題や配慮すべき事項

(1) 教育環境に関すること

市の適正配置計画の目標時期を基に統合再編を進めることが望ましいと考えますが、今後の社会情勢の変化や児童生徒数の変動等に応じて適切に見直すことが必要です。特に、具体的な統合の時期については、保護者と課題を共有し、十分な協議を行いながら推進することが必要です。

(2) 地域との合意形成に関すること

児童生徒の良好な学習環境の確保を第一とし、市内小中学校が均衡のとれた規模になるよう適正な配置を推進することが望ましいと考えますが、一方で、学校は地域のシンボルでもあり、歴史的、文化的観点からも地域との結びつきが強いことを考慮し、地域の方々と課題を共有し、理解と協力が得られるよう努めることが必要です。

(3) 通学体制に関すること

学区の広域化による児童生徒への負担を十分に配慮し、安全安心な通学環境の確保するため、~~に努めることが必要です。~~以下の考え方でスクールバスを運行することとします。

【利用料金】

▽学校統廃合による遠距離通学児童への支援のため、無料とする。

【スクールバス利用基準】

▽文部科学省の示すスクールバス導入検討の基準は4 km以上であるが、本市として、3 km以上の児童から乗車してもらうものとする。[最低利用距離：3 km]

<考え方>

・文部科学省が示すスクールバス導入等を検討すべき小学校の通学距離の基準は、「4 km以上」であること。

ただし、文部科学省では地域の実情に応じて基準を設定することが可能としている。

・本市の利用基準としては、令和4年度現在の全児童の通学距離の平均値、今後の市全体の学校適正配置実施計画を踏まえた将来的なスクールバス台数及び運行経費を考慮し、最低利用距離を3 kmとする。

【運用方針】

▽通学距離が3 km以上の遠距離となる児童は、原則乗車してもらう。

▽通学距離が3 km未満の児童でも、通学班の構成や通学の安全確保が必要な場合等の理由により乗車定員内において乗車を可能とし、その場合の利用者は保護者及び学校間で相談する。

▽雨の日のみ等のスポット的な乗車は認めない。

▽添乗員については、教育委員会の方針として、児童が社会生活を送る上で必要な「生きる力」を養うため、添乗員は配置しない。

▽乗車場所は、乗降の安全を考慮し、地区の公民館や公共施設などの一定のスペースを確保できる場所を設定し、該当児童は自宅から乗降場所に集合して乗車または降車することとする。

~~特に遠距離通学になる児童については、スクールバスの導入も検討することが必要です。~~

(4) 学校施設に関すること

学校施設については、可能な限り、新しい教育スタイルに合致する施設整備を検討することが必要です。